（様式３）

共 同 企 業 体 協 定 書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）福知山市発注に係る　　　　　　　委託業務（以下「委託業務」という。）の

　受託。  
（２）前号に付帯する業務。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業

体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　月　日に成立し、その存続期間は委託業務の契約履

行のときまでとする。ただし、当該委託業務の請負契約履行後３箇月を経過するまで

の間は解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

３　当該委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該委託業務にかかる請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　所在地

　　　名　称

　　　所在地

　　　名　称

　　　所在地

　　　名　称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、当該委託業務の履行に関し、当企業体を代表して、その

権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並

びに請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領及び当企業体に属する財産

を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託料）

第８条　各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営委員会で別に定めるものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託

業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の

運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該委託業務の完成に

当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、当該委託業務の請負契約の履行及び下請契約その他の当該委託業

務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとす

る。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠し

た代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（履行途中における構成員の脱退に関する措置）

第13条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該委託業務

を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合にお

いては、残存構成員が共同連帯して、当該委託業務を完成する。

（構成員の除名）

第13条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な義

務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員

及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名されは場合においては、前条第２項を準用するも

のとする。

（委託業務途中における構成員の破産または解散に対する措置）

第14条　構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産又は解散した場合におい

ては、第13条第２項を準用するものとする。

（代表者の変更）

第14条の２　代表者が脱退し若しくは除名されは場合又は代表者としての責務を果た

せなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の

承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第15条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとす

る。

外１社は、上記のとおり　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書２通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

印

印

印